

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第33条及び公立大学法人尾道市立大学非常勤教職員就業規則（平成24年規程第34号。以下「非常勤就業規則」という。）第19条の規定に基づき、教職員の給与に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程で給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、大学院研究科担当手当、入試問題作成手当、管理職手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(遺族の受給権の順位)

第3条 この規程で給与を遺族に支給する場合の受給者は、教職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）とする。

2 配偶者のない場合において給与を受けるべき者は、教職員の子、父母、孫及び祖父母で教職員の死亡当時その教職員の収入によって生計を維持していた者又は教職員の収入によって生計を一にした者とし、その順位は前段に掲げる順による。ただし、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

3 前項において同順位の者が2人以上ある場合には、人数によって等分するものとする。

(給与の支払い)

第4条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令に別段の定め又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項の規定に基づく協定がある場合には、当該法令又は協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預貯金口座への振込みによる方法により支払う。

(給料)

第5条 教職員の受ける給料は、公立大学法人尾道市立大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成24年規程第40号。以下「勤務時間規程」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、その職務の複雑困難及び責任の度に基づき、かつ勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件に応じて理事長が次条の分類によりこれを定める。

第6条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第1）

(2) 一般職給料表（別表第2）

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表（以下単に「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は理事長が定める。

第6条の2 就業規則第26条第1項の規定により雇用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、次条第1項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間規程第3条第3項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時

間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(採用、昇格及び昇給の基準)

第7条 教職員の職務の級は、職務の級の定数の範囲内で、かつ、別に細則で定める基準に従い決定する。

2 前項の職務の級の定数とは、前条第2項の規定に基づいて決定された教職員の職務の級ごとの数をいう。

3 新たに給料表の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に細則で定める初任給の基準に従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に細則の定めるところにより決定する。

5 教職員（60歳に達した日の属する年度の末日を超えて在職する一般職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、別に細則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

6 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（次の各号に掲げる教職員は、3号給）とすることを標準として別に細則で定める基準に従い決定するものとする。

(1) 教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの

(2) 一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの

7 55歳（教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、60歳）に達した日の属する年度の末日を超え、60歳（教育職給料表の適用を受ける教職員にあっては、65歳）に達した日の属する年度の末日まで在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（次の各号に掲げる教職員は、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

8 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

9 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

10 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

(給与の支給方法)

第8条 給料の計算期間は、月の1日から末日までとし、給料月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日に給料の月額を支給する。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日以外の日に支給する。

3 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給日までに当該手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

4 時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、大学院研究科担当手当及び入試問題作成手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、一の月の分を次の月における給料の支給日に支給するものとする。

5 期末手当及び勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（これらの日が休日に当たるときは、それぞれその前日）とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

6 理事長は、特別の事由により、前4項の規定により難いと認めるときは、前4項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができるものとする。

第9条 新たに教職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に

異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合にあって、その月の1日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額はその月の現日数から週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(休職給)

第10条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中これに給与の全額を支給する。

2 教職員が、結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 教職員が、前2項以外の心身の故障により、就業規則第15条第1項1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 教職員が、就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第15条第1項の規定により休職にされた教職員には、他の規程に別段の定めがない限り前4項に定める給与を除くほか他のいかなる給与も支給しない。

6 第2項又は第3項に規定する教職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、別に細則で定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に細則で定める教職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当の支給については、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは、「第10条第6項」と読み替えるものとする。

(残務整理の場合の給料)

第11条 教職員が、休職又は退職後事務引継又は残務整理のため特に命を受け業務に従事する場合には、その間なお従前の給料を日割計算により支給する。

(給与の減額)

第12条 正規の勤務時間に教職員が勤務しないときは、その勤務しないことについて理事長の承認があった場合（公立大学法人尾道市立大学教職員の育児、介護休業等に関する規程（平成24年規程第42号）第15条の規定による介護休業若しくは勤務時間規程第17条の規定による介護時間又は第18条の規定による組合休暇を取得する場合を除く。）を除く外、その勤務しない1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(給料の返納)

第13条 教職員が懲戒その他により給料の返納を要するときは、翌月分の給料からこれを控除する。ただし、翌月分の給料を支給しないときは、直ちにこれを返納させる。

第14条 削除

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族を有する教職員に対してこれを支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受け

ているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあっては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

（地域手当）

第16条 教職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第17条 住居手当は、次の各号に掲げる教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（別に細則で定める教職員を除く。）

(2) 第18条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（法人から宿舍を貸与されている教職員を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これに切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この項及び第4項において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外

の教職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に細則で定めるもの（以下この項及び第4項において「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道1キロメートル未満であるものを除く。）

- 2 前項第1号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額、別に細則で定めるところにより算出した当該教職員の1か月の通勤に要する運賃等の額に相当する額とする。ただし、その額が55,000円を超えるときは55,000円とする。

- 3 第1項第2号に掲げる教職員に支給する通勤手当の月額は、次の各号に定める額（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、1か月当たりの通勤回数を考慮して細則で定める教職員にあっては、その額に細則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）とする。

- (1) 通勤距離が片道1キロメートル以上2キロメートル未満のもの 2,200円
- (2) 通勤距離が片道2キロメートル以上4キロメートル未満のもの 3,500円
- (3) 通勤距離が片道4キロメートル以上6キロメートル未満のもの 4,400円
- (4) 通勤距離が片道6キロメートル以上8キロメートル未満のもの 4,900円
- (5) 通勤距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満のもの 5,600円
- (6) 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満のもの 7,300円
- (7) 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満のもの 10,000円
- (8) 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満のもの 12,900円
- (9) 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満のもの 15,800円
- (10) 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満のもの 18,700円
- (11) 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満のもの 21,600円
- (12) 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満のもの 24,400円
- (13) 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満のもの 26,200円
- (14) 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満のもの 28,000円
- (15) 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満のもの 29,800円
- (16) 通勤距離が片道60キロメートル以上のもの 31,600円

- 4 通勤のため、交通機関等を利用するほか、自動車等を使用することを常例とする教職員で、それぞれの利用又は使用する距離が交通機関等については片道2キロメートル以上、自動車等については片道1キロメートル以上であるものについては、第2項に規定する額に前項各号に掲げる区分に従いそれぞれ当該各号に定める額を加算して支給する。この場合においては、前項各号中「通勤距離」とあるのは「自動車等を使用する距離」とそれぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

- 5 前各項に規定するもののほか、特別の事情により、理事長が特に必要と認めた額を支給することができる。

- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改訂その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

（単身赴任手当）

第18条の2 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することが常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、

通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に細則で定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に細則で定める額を加算した額）とする。
- 3 地方公務員、国家公務員その他理事長が別に細則で定める者から、人事交流等により引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に細則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に細則で定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に細則で定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に細則で定める。

（大学院研究科担当手当）

第19条 大学院研究科担当手当は、次の各号に掲げる職務を担当する教員に対して、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 大学院研究科の研究指導（研究指導の補助を含む。以下同じ。）、又は研究指導及び授業 次
に掲げる職種に応じ、次に掲げる額

- ア 教授 月額16,200円
- イ 准教授 月額13,500円
- ウ 講師及び助教 月額12,600円

- (2) 大学院研究科の授業 次に掲げる職種に応じ、次に掲げる額

- ア 教授 月額8,100円
- イ 准教授 月額6,750円
- ウ 講師及び助教 月額6,300円

- 2 大学院研究科担当手当は、新たに当該職務に従事し、又は退職等により職務に従事しない場合においては、その月の現日数から勤務を要しない日数を差し引いた日数を基礎とし、休暇（年次有給休暇、特別休暇、業務上の疾病による病気休暇又は休職期間を除く。）その他の理由により勤務しない日数が3日を超える場合においては、その超える日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により支給するものとする。

（入試問題作成手当）

第20条 入試問題作成手当は、入学試験問題の作成業務に従事した教職員に支給する。

- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 一般選抜試験、推薦に基づく選抜試験及び外国人留学生特別選抜試験における入学試験問題の作成業務 次に掲げる業務の区分に応じた額

- ア 小論文又は実技の問題作成業務 1教科につき10,000円
- イ 前号以外の問題作成業務 1教科につき20,000円
- ウ 問題作成業務に係る出題責任者業務 1教科につき5,000円

- (2) 大学院入学者選抜試験及び編入学試験における問題作成業務に対する入学試験問題の作成業務 1教科につき5,000円

（管理職手当）

第21条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、次項の表に掲げる教職

員に対して支給する。

- 2 管理職手当の支給月額、当該教職員の給料月額に同表に定める支給率を乗じて得た額（定年前再雇用短時間勤務職員にあっては、その額に勤務時間規程第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。

役職名	支給率
副学長、学部長、事務局長	100分の15
研究科長、学科長、図書館長、美術館長、課長	100分の13

- 3 管理職手当は、教職員が月の中途において任用又は退職したときは、日割計算により支給し、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（別に細則で定める場合を除く。）は、支給しない。
- 4 教職員が、管理職手当の支給を受けることができる教職員の職を兼ねるときは、その兼ねる教職員として受けるべき管理職手当は、支給しない。

（時間外勤務手当）

第22条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務 100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間規程第7条の規定により、あらかじめ勤務時間規程第4条第2項又は第5条により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（別に細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び勤務時間規程第7条の規定により割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務（前項に規定する別に細則で定める時間の勤務を除く。）の時間の合計が1か月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

- (2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

- 4 勤務時間規程第11条第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に教職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- (1) 正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の

午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項各号に規定する割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の25

- 5 定年前再雇用短時間職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外にした勤務のうち、その勤務時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外に勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第23条 教職員には、正規の勤務日が休日に当たっても正規の給与を支給する。

- 2 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務手当は支給しない。

- 3 前2項の休日とは、勤務時間規程第10条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)及び勤務時間規程第9条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第12条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)をいう。ただし、勤務時間規程第5条第1項の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、当該祝日法による休日が週休日に当たるときは、別に細則で定める日についても休日を含むものとする。

(夜間勤務手当)

第24条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する教職員には、その間に勤務した全時間に対して勤務1時間につき次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに大学院研究科担当手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に勤務時間規程第10条に規定する休日の日数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。ただし、非常勤教職員の勤務1時間当たりの給与額は、非常勤就業規則第21条第1項の規定により決定するものとする。

(端数計算)

第26条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- 2 前項の規定は、第22条から第24条までの規定により支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合に準用する。

第27条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間(時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときは、その異にする部分毎別に計算した時間数)によって計算するものとし、この場合において、1時間に満たない端数があるときは、30分以上はこれを1時間とし、30分未満はこれを切り捨てる。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第28条 第22条、第23条、第24条及び前条の規定は、第21条に規定する教職員には適

用しない。ただし、理事長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(管理教職員特別勤務手当)

第28条の2 第21条第1項の管理又は監督の地位にある教職員の職のうち、第21条第2項の表に掲げる教職員（以下この条において「管理教職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日、祝日法による休日等又は年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して細則で定める勤務をした教職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、8,000円を超えない範囲内において細則で定める額

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、4,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理教職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
(期末手当)

第29条 期末手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、同項で定める支給日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（第10条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に細則で定める教職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月 100分の100

(2) 5か月以上6か月未満 100分の80

(3) 3か月以上5か月未満 100分の60

(4) 3か月未満 100分の30

3 定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料及び扶養手当並びにこれらに対する地域手当の月額合計額とする。

5 別に細則で定める教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に細則で定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に細則で定める。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第50条第4号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第28条第1項第2号又は第3号の規定により解雇となった教職員

- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第31条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までの間に退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- 2 前項に規定する期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 前項の規定により一時差止処分を行う旨の通知をする場合において、当該一時差止処分を受けるべき者の所在が知れないときは、同項の規定による通知を、その者の氏名及び同項の書面をいつでもその者に交付する旨を公立大学法人尾道市立大学（以下「法人」という。）の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
- 4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。（勤勉手当）

第32条 勤勉手当は、第8条第5項で定める基準日にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6か月以内の期間における当該教職員の勤務成績に応じて、同項で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した教職員（別に細則で定める教職員を除く。）

についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に細則の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の教職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員 当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 4 第29条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額」とあるのは「第32条第3項の規定にかかわらず、同項に規定する額」と読み替えるものとする。

- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第30条中「前条第1項」とあるのは「第32条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する第8条第5項で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外）

第33条 第7条第3項から第10項まで及び第15条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（実施規定）

第34条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与の口座振込の申出に係る経過措置）

- 2 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人がその身分を承継した教職員（以下「承継教職員」という。）のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその申出に基づき尾道市から給与の口座振込を受けていた者については、当該申出をこの規程第4条第2項の規定に基づく申出とみなすことができる。

（施行日における承継教職員の職務の級及び号給）

- 3 承継教職員で、施行日の前日においてその者が属していた尾道市職員給与条例（昭和26年尾道市条例第4号。以下「給与条例」という。）の職務の級（以下「旧級」という。）が付則別表に掲げられている職務の級であった教職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、別に辞令を発せられない限り、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 4 承継教職員の施行日における号給は、別に辞令を発せられない限り、その者が施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた号給と同一の号給とする。
- 5 施行日に昇給をした教職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において給与条例の規定により決定されていた職務の級及び号給を基礎として、第7条の規定を適用した場合に得られる職務の級及び号給とする。

（給料月額に関する経過措置）

- 6 承継教職員のうち、施行日の前日において尾道市職員給与条例の一部を改正する条例（平成

18年尾道市条例第30号)付則第8条から第10条までの規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。この場合における同条例付則第8条第1号中「99. 1」とあるのは「97. 1」とし、同号の表は次のとおりとする。

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	1級	1号給から25号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から12号給まで

(昇給期間の通算)

- 7 承継教職員に対する施行日以降における最初の第7条第5項の規定の適用については、給与条例の規定により決定された号給を受けていた期間を施行日における号給を受ける期間に通算する。

(休職給を受けていた教職員の通算)

- 8 施行日の前日において給与条例の規定により休職給を受けていた者が承継教職員となり、施行日以後休職給を受けることとなった教職員の給与については、その者の休職期間として経過した期間は、この規程の第10条第1項から第4項までの各項の規定によるその者の休職理由に対応する休職給が支給されていた期間とし、その者の休職理由に対応する第10条第1項から第4項までの各項の規定による休職給の支給期間に残期間がある場合には、その期間当該各項の定めるところによって休職給を支給する。

(期末手当の計算の基礎となる在職期間の通算)

- 9 承継教職員の施行日の前日までの期間は、期末手当及び勤勉手当の算出基礎となる期間に通算する。

(手続等の経過措置)

- 10 施行日の前日までに給与条例の規定によりなされた教職員の給与に関する手続は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

(一般職給料表の適用を受ける定年前再雇用短時間勤務職員の給料月額に関する経過措置)

- 11 定年前再雇用短時間勤務職員に係る別表第2の適用については、当分の間、別表第2中

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

とあるのは

定年前再雇用 短時間勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		180,000	200,000	220,000	240,000	260,000	270,000

と読み替えるものとする。

- 12 当分の間、教職員の給料月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第14項において「特定日」という。)以後、当該教職員に適用される給料表の給料月額のうち、第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級並びに同条第3項及び第4項の規定により当該教職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

- 13 前項の規定は、次に掲げる教職員には適用しない。

(1) 教育職給料表の適用を受ける教職員

- (2) 臨時的に任用される教職員その他の規程等により任期を定めて任用される教職員及び非常勤教職員
- (3) 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則（平成24年規程第33号。以下「就業規則」という。）第27条の4第1項又は第2項の規定により就業規則第27条の2第1項に規定する異動期間（就業規則第27条の4第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された就業規則第27条の2第1項に規定する職を占めるきょう職員
- (4) 就業規則第24条第1項又は第2項の規定により勤務している教職員（就業規則第21条第2号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教職員を除く。）
- 14 就業規則第27条の2第3項に規定する他の職への降任等をされた教職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び付則第16項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員のうち、特定日に付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該教職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第12項の規定により当該教職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 15 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される教職員の受ける給料月額との合計額が第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第7条第1項の規定により当該教職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該教職員の受ける給料月額」とする。
- 16 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（付則第12項の規定の適用を受ける教職員に限り、付則第14項に規定する教職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 17 付則第14項又は前項の規定による給料を支給される教職員以外の付則第12項の規定の適用を受ける教職員であつて、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、当分の間、当該教職員の受ける給料月額のほか、細則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 18 付則第12項又は前2項の規定による給料を支給される教職員に対する第29条第5項（第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「給料の月額」とあるのは、「給料の月額と付則第12項、第16項又は第17項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 19 付則第12項から前項までに定めるもののほか、付則第12項の規定による給料月額、付則第14項の規定による給料その他付則第12項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付則別表 職務の級の切替表

給料表	旧 級	新 級
教育職給料表	2 級	1 級
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	4 級

付 則（平成25年3月26日規程第141号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成26年12月24日規程第176号）
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第32条第2項第1号及び第2号の規定並びに付則第15項の規程は、平成26年12月1日から適用する。
（適用日前の異動者の号給の調整）
- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成27年3月26日規程第185号）
（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び理事長の定めるこれに準ずる教職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切換えに伴う経過措置）
- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる教職員（細則で定める教職員を除く。）には、令和2年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 4 施行日の前日において、給与規程付則第6項の規定による給料の支給を受けていた教職員にあつては、前項の規定による給料の額より尾道市職員給与条例等の一部を改正する条例（平成27年尾道市条例第25号）第2条による改正前の尾道市給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正（平成18年条例第30号）付則第8条から第10条までの規定に準じて算出した給料の額（給与規程付則第12項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）が多いときは、前項の規定にかかわらず、その多い額をもってその教職員に支給する給料の額とする。
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける教職員（第3項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるとき

は、当該教職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 切替日以降に新たな給料表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前3項の規定による給料を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、前3項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 前4項の規定による給料を支給される教職員に関する給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号の規定の適用については、給与規程第8条並びに給与規程付則第12項第3号及び第4号中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立大学法人尾道市立大学給与規程の一部を改正する規程（平成27年規程第185号）付則第3項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- 8 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学給与規程第18条の2第2項の規定にかかわらず、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の月額については、同中「30,000円」とあるのは、「30,000円を超えない範囲内で細則で定める額」とする。

（委任）

- 9 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成28年2月26日規程第201号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則第15項の規程は、平成27年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（平成28年12月21日規程第218号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）付則第11項、別表第1及び別表第2の規定は、平成28年4月1日から適用する。

- 3 改正後の給与規程第32条第2項第1号及び第2号並びに付則15項の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 5 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与規程（以下「第2条改正後の給与規程」という。）第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第15条第3項及び第16条の規定の適用については、同

項中「前項第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

6 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後の給与規程第16条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後の給与規程第16条第3項及び第18条の規定の適用については、同項中「（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるもの（以下「教育職4級教職員等」という。）にあつては、3,500円）、同項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(委任)

- 7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成29年12月11日規程第233号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の給与規程の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (平成30年12月18日規程第246号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程付則第11項、別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の給与規程の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (令和元年12月18日規程第270号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条及び付則第5項の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定は、平成31年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の給与規程の規定は、令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(住居手当に関する経過措置)

- 5 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（細則で定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で細則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。
- (1) 第2条の規定による改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員
- (2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員
- 6 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。
- (委任)
- 7 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和2年3月27日規程第277号）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年11月27日規程第287号）
この規程は、令和2年12月1日から施行する。ただし第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和3年3月31日規程第302号）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

- 付 則（令和4年3月29日規程第310号）
(施行期日)
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特別措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1項の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第1項から第3項まで若しくは第6項若しくは第29条第4項から第6項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる教職員（給与規程の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 再雇用職員（公立大学法人尾道市立大学職員の再雇用に関する規程（平成24年規程第48号）第2条第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の教職員
127.5分の15
- (2) 再雇用職員 72.5分の10

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (令和4年12月26日規程第318号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「給与規程」という。)別表第1及び別表第2の改正規定に限る。)による改正後の給与規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定(給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。)による改正後の給与規程の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則 (令和5年3月27日規程第334号) 抄

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この付則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和5年改正規則 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則の一部を改正する規程(令和5年規程第333号)をいう。
- (2) 暫定再雇用職員 令和5年改正規則付則第3条第1項若しくは第2項、第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- (3) 暫定再雇用短時間勤務職員 令和5年改正規則附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員をいう。
- (4) 定年前再雇用短時間勤務職員 公立大学法人尾道市立大学教職員就業規則(平成24年規程第33号)第26条第1項の規定により採用された教職員をいう。

(公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置)

第4条 暫定再雇用職員(暫定再雇用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再雇用職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第6条第1項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同規程第7条第1項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の新公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程(以下「新給与規程」という。)第29条第3項の規定を適用する。
- 3 新給与規程第32条第1項の職員に暫定再雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる教職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び令和5年改正規則附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された教職員(次号において「暫定再雇用職員」という。)」と、同項第2号中「定年

前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。

- 4 公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第7条第3項から第10項まで、第15条、第16条及び第17条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

付 則（令和5年12月19日規程第340号）抄
（施行期日等）

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）別表第1及び別表第2の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定（給与規程別表第1及び別表第2の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 4 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（委任）
- 5 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則（令和6年12月18日規程第356号）抄
（施行期日等）

- 第1条 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。
 - 3 第1条の規定（給与規程第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（給与の内払）
- 第2条 第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。
（号給の切替え）
- 第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において給与規程別表第1及び別表第2の適用を受けていた教職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
（切替日前の異動者の号給の調整）
- 第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び理事長の定めるこれに準ずるものをした教職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）
- 第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の給与規程第15条の規定の適用については、同条第1項中「支給する。」とあるのは、「支給する。ただ

し、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が4級であるもの及び一般職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級であるものに対しては、支給しない。」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」

とあるのは、 「(5) 心身に著しい障害がある者」と、同条第3項中「13,000円」
(6) 配偶者」と

とあるのは、「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(地域手当に関する経過措置)

第6条 当分の間、第2条の規定による改正後の給与規程第16条第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の2」とする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

付則別表 職務の号給の切替表

教育職給料表の適用を受ける教職員

旧 号 給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3

2 9	1 7	1 3	3
3 0	1 8	1 4	3
3 1	1 9	1 5	4
3 2	2 0	1 6	4
3 3	2 1	1 7	4
3 4	2 2	1 8	4
3 5	2 3	1 9	5
3 6	2 4	2 0	5
3 7	2 5	2 1	5
3 8	2 6	2 2	5
3 9	2 7	2 3	6
4 0	2 8	2 4	6
4 1	2 9	2 5	6
4 2	3 0	2 6	6
4 3	3 1	2 7	7
4 4	3 2	2 8	7
4 5	3 3	2 9	7
4 6	3 4	3 0	7
4 7	3 5	3 1	8
4 8	3 6	3 2	8
4 9	3 7	3 3	8
5 0	3 8	3 4	8
5 1	3 9	3 5	9
5 2	4 0	3 6	9
5 3	4 1	3 7	9
5 4	4 2	3 8	9
5 5	4 3	3 9	1 0
5 6	4 4	4 0	1 0
5 7	4 5	4 1	1 0
5 8	4 6	4 2	1 0
5 9	4 7	4 3	1 1
6 0	4 8	4 4	1 1
6 1	4 9	4 5	1 1
6 2	5 0	4 6	1 1
6 3	5 1	4 7	1 2
6 4	5 2	4 8	1 2
6 5	5 3	4 9	1 2
6 6	5 4	5 0	1 2
6 7	5 5	5 1	1 3
6 8	5 6	5 2	1 3
6 9	5 7	5 3	1 3
7 0	5 8	5 4	1 3
7 1	5 9	5 5	1 4
7 2	6 0	5 6	1 4
7 3	6 1	5 7	1 4

7 4	6 2	5 8	1 4
7 5	6 3	5 9	1 4
7 6	6 4	6 0	1 5
7 7	6 5	6 1	1 5
7 8	6 6	6 2	
7 9	6 7	6 3	
8 0	6 8	6 4	
8 1	6 9	6 5	
8 2	7 0	6 6	
8 3	7 1	6 7	
8 4	7 2	6 8	
8 5	7 3	6 9	
8 6	7 4	7 0	
8 7	7 5	7 1	
8 8	7 6	7 2	
8 9	7 7	7 3	
9 0	7 8		
9 1	7 9		
9 2	8 0		
9 3	8 1		
9 4	8 2		
9 5	8 3		
9 6	8 4		
9 7	8 5		
9 8	8 6		
9 9	8 7		
1 0 0	8 8		
1 0 1	8 9		
1 0 2	9 0		
1 0 3	9 1		
1 0 4	9 2		
1 0 5	9 3		

一般職給料表の適用を受ける教職員

旧 号 給	新 号 給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1

1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2

5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			

1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			
1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

付 則（令和7年3月27日規程第363号）抄
（施行期日等）

第1条 この規程は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この規程の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この規程の施行後にした行為に対して、他の規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規程の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則の定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれの刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第3条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの規程（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の公立大学法人尾道市立大学教職員給与規程第31条第1項第1号及び第4項第3号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

別表第1（第6条関係）

教育職給料表

教職員 の区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
教員		円	円	円	円
	1	261,400	340,300	393,600	461,300
	2	263,600	341,900	395,300	470,100
	3	265,700	343,500	396,700	478,500
	4	267,600	345,000	398,000	486,600
	5	269,400	346,500	399,200	494,900
	6	270,900	348,100	400,200	502,600
	7	272,400	349,700	401,200	509,900
	8	273,900	351,300	402,200	516,900
	9	275,700	352,700	403,100	523,600
	10	277,700	354,700	404,200	529,800
	11	279,700	356,700	405,300	534,500
	12	281,700	358,700	406,400	538,000
	13	283,700	360,500	407,500	541,500
	14	285,900	362,100	408,600	544,700
	15	288,000	363,700	409,700	547,700
	16	290,100	365,300	410,800	550,200
	17	292,000	366,600	411,900	552,300
	18	294,700	368,100	413,000	
	19	297,400	369,500	414,100	
	20	300,000	370,800	415,300	
	21	302,600	372,100	416,300	
	22	305,000	373,300	417,400	
	23	307,400	374,500	418,500	
	24	309,600	375,600	419,700	
	25	311,800	376,700	420,600	
	26	313,800	378,100	421,700	
	27	315,800	379,400	422,800	
	28	317,800	380,700	423,800	
	29	319,800	382,000	424,800	
	30	321,700	383,300	425,900	
	31	323,600	384,600	427,000	
	32	325,500	385,900	428,100	
	33	327,300	387,200	429,100	
	34	329,200	388,400	430,300	
	35	331,100	389,600	431,500	
	36	333,000	390,700	432,700	
	37	334,700	391,800	433,400	
	38	335,900	393,000	434,300	
	39	337,000	394,100	435,200	
	40	338,100	395,200	436,000	
	41	338,700	396,300	436,800	
	42	339,100	397,500	437,700	
	43	339,500	398,700	438,600	
	44	339,900	399,800	439,400	

	45	340,500	400,800	440,100	
	46	341,000	401,800	441,000	
	47	341,500	402,800	442,000	
	48	341,900	403,700	442,900	
	49	342,300	404,900	443,800	
	50	342,700	406,300	444,700	
	51	343,100	407,700	445,700	
	52	343,500	409,100	446,600	
	53	343,900	409,900	447,600	
	54	344,300	410,900	448,600	
	55	344,700	411,900	449,500	
	56	345,100	413,000	450,500	
	57	345,500	413,900	451,400	
	58	345,900	414,700	452,300	
	59	346,300	415,500	453,200	
	60	346,700	416,200	454,200	
	61	347,100	416,900	455,000	
	62	347,500	417,800	455,400	
	63	347,900	418,600	456,000	
	64	348,300	419,200	456,600	
	65	348,700	419,800	457,200	
	66	349,100	420,200	457,900	
	67	349,500	420,500	458,200	
	68	349,900	420,800	458,800	
	69	350,300	421,100	459,200	
	70	350,800	421,400	459,500	
	71	351,200	421,600	459,800	
	72	351,600	421,900	460,100	
	73	351,900	422,100	460,400	
	74	352,400	422,400		
	75	352,800	422,700		
	76	353,200	423,000		
	77	353,600	423,200		
	78	354,100	423,400		
	79	354,600	423,700		
	80	355,100	424,000		
	81	355,600	424,200		
	82	356,300	424,500		
	83	357,000	424,800		
	84	357,700	425,100		
	85	358,300	425,300		
	86	358,900	425,600		
	87	359,500	425,900		
	88	360,100	426,100		
	89	360,600	426,300		
	90	361,000	426,600		
	91	361,400	426,900		
	92	361,800	427,100		
	93	362,200	427,300		
	94	362,600			

	95	363,100			
	96	363,500			
	97	364,100			
	98	364,600			
	99	365,000			
	100	365,500			
	101	365,900			
	102	366,400			
	103	366,700			
	104	367,100			
	105	367,600			
	106	368,000			
	107	368,500			
	108	369,000			
	109	369,400			
	110	369,900			
	111	370,300			
	112	370,700			
	113	371,100			
	114	371,500			
	115	371,900			
	116	372,300			
	117	372,700			
	118	373,100			
	119	373,500			
	120	373,900			
	121	374,200			
	122	374,600			
	123	375,100			
	124	375,400			
	125	375,800			
	126	376,300			
	127	376,800			
	128	377,200			
	129	377,600			

備考

- この表は、教授、准教授、講師、助教その他の教職員で理事長が定める者に適用する。
- 令和7年4月1日から適用する。

別表第2（第6条関係）

一般職給料表

教職員の区分	職務の 級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円	円
雇用短時	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
間勤務職	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
員以外の	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
教職員	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100

	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
	53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
	54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900

	55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
	56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
	57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
	58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
	59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
	60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
	61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
	62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
	63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
	64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
	65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
	66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
	67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
	68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
	69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
	70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
	71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
	72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
	73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
	74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
	75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
	76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
	77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
	78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
	79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
	80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
	81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
	82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
	83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
	84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
	86	256,000	297,100	346,000			
	87	256,300	297,400	346,400			
	88	256,600	297,700	346,800			
	89	256,900	298,000	347,000			
	90	257,200	298,300	347,400			
	91	257,500	298,600	347,800			
	92	257,800	299,000	348,200			
	93	258,100	299,200	348,400			
	94		299,400	348,800			
	95		299,700	349,200			
	96		300,100	349,500			
	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			
	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			

	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再雇用 短時間 勤務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての教職員に適用する。
- 令和7年4月1日から適用する。

別表第3（第6条関係）

教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	助教の職務
2 級	講師の職務
3 級	准教授の職務
4 級	教授の職務

別表第4（第6条関係）

一般職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務の内容
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	主任の職務又はこれに相当する職務
3 級	係長の職務又はこれに相当する職務
4 級	課長補佐の職務
5 級	課長の職務又はこれに相当する職務
6 級	事務局長の職務又はこれに相当する職務